



発信年月日：令和8年5月11日

所属部課		連絡先	TEL 0837-23-1186
建設部 建築住宅課			FAX 0837-22-5155
件名	長門市居住支援協議会を設立します。(県内市町初)		

長門市は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者の状況及び民間賃貸住宅市場の動向に関する情報等を共有するとともに、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の円滑入居支援策の効果的な推進を図ることを目的として居住支援協議会を設立します。

つきましては、下記日程で設立総会を実施します。

なお、居住支援協議会の設立は県内市町では初となります。

### 記

1. 日時 : 令和8年5月14日(木) 13時30分
2. 場所 : 長門市役所 4階 会議室2
3. 内容 : 協議会設立趣旨説明、委員紹介、今後の進め方等
4. 出席者 : 不動産関係者、居住支援法人、社会福祉協議会、市関係課 等

※令和6年の通常国会において、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)が改正され、令和7年10月1日に施行されました。

この法律では、市区町村による居住支援協議会設置を促進(努力義務化)し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進することが掲げられています。また、本法律により国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定するなど、国においても横断的な取り組みがなされるなか、市区町村においても、住宅部局と福祉部局の連携が重要とされております。

(お願い) お席を準備する都合上、取材を希望される方は前日(5月13日)までに下記までご一報いただけますと幸いです。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

長門市 建設部 建築住宅課 住宅班 担当：大西 TEL：0837-23-1186